

## 横須賀市ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (目的)

第1条 横須賀市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、横須賀市広告掲載要綱、横須賀市広告掲載基準、横須賀市ホームページ広告掲載要綱及び横須賀市ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）  
(GIFアニメ)

第3条 GIFアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。  
(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「高齢者のための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが横須賀市の事業であると錯誤しやすいもの

### (色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(代替テキスト)

第7条 バナー画像にバナー画像の内容を表現した代替テキスト(ALT属性)を付さなければならない。代替テキストは、先頭を「広告：」で始め、「広告：」を除き30文字以内とする。

(文字の大きさ)

第8条 バナー広告内の文字は、読み取り可能な大きさにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは、平成18年11月1日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定は、平成26年5月1日以降の契約に基づく広告の掲載について適用し、同日前の契約に基づく広告の掲載については、なお、従前の例による。